

西南戦争における旧仙台藩士の動向

友田昌宏

はじめに

明治十年（一八七七）一月二十九日、西郷隆盛配下の私学校党は、政府が鹿児島草牟田にあった陸軍の火薬庫から弾薬を搬出しようとするのを阻止、かえってこれを襲撃した。当時、行幸中の明治天皇に供奉して京都にあった内閣顧問の木戸孝允はこの報に接するや憂慮を深め、東京の右大臣岩倉具視に宛てて次のような書翰を送っている。

肥後・佐賀・筑前・土佐・備前・因州・彦根・桑名・会津・庄内
ナトハ必響応難凶、其内証跡ヲ得候モノモ御坐候。何卒及一變動
候上ハ於東京煽動候モノハ一時ニ捕縛無之テハ不相成事ト奉存
候。¹

鹿児島的情勢は全国の士族にインパクトを与え、各地に波紋を投げかける可能性を常に有していたのである。その後、西郷暗殺計画も発覚し薩軍は蜂起、この反乱軍に全国の士族の輿望を一身に担う西郷が加わっていることが知れると、政府首脳の憂色は一段と濃くなった。このようななかで、岩倉がもつとも目を光らせたのは旧庄内藩士族の動向である。庄内藩は、戊辰戦争の処分において、西郷のはからいにより五万石削封という寛典に浴してからというもの、あげて西郷を崇

拝し、その傾倒ぶりは、旧藩知事酒井忠篤や旧大参事菅実秀が自ら鹿児島に赴いて西郷と親交を深めたり、私学校に榊原政治と伴兼之の二名を留学させたりするほどであった。結局、当初不穏な動きが報じられた旧庄内藩士族も二月末の段階で鎮静化したのだが、戦局の如何によつて彼らが決起することは十分に予測されるところで、以後も政府はその危惧を拭うことができなかった。以上の通り、東北は旧庄内藩士族という火種を抱えていたのであり、この戦争と無縁ではありえなかつたのである。では、東北の士族はこの戦争にどのようなかたちで巻き込まれていったのか、彼らはこの戦争をいかにとらえ、どのようにかかわつていこうとしたのか。本稿は旧仙台藩士を素材として取り上げ、これらの問いに応えようとするものである。

本論中でも述べる通り、宮城県では、西南戦争勃発からいくばくもせずして臨時巡査の召募がはじまり、応募して合格した旧仙台藩士はやがて東京から戦地に送られていった。宮城県の巡査の戦死者は一〇〇名以上に上っている。この西南戦争時の臨時巡査については、すでに大日方純夫氏の先駆的な研究がある³。しかし、大日方氏の研究は、臨時巡査を召募した政府首脳側に焦点を絞り、その意図につ

き考察を加えたものであつて、各地の召募の実態はどのようなものだったのか、その際にどのような問題が生じたのかについて言及するところはない。本稿はまずこの点を明らかにする。

次に問題にしたいのは、臨時巡査として戦地に出征した旧仙台藩士たちを支えていた意識の問題である。臨時巡査に応募して戦地に赴いた東北諸藩の旧藩士たちが、この戦争を戊辰の復讐と位置づけ、各地で奮戦を遂げたことはよく知られているが⁴、本稿では主に『仙台新聞』（本稿では宮城県図書館所蔵のマイクロフィルムを使用）に掲載された記事⁵、とりわけ臨時巡査たちから寄せられた書翰や漢詩をもとに、より具体的にその内実を掘り下げてみたい。そして、彼らは戊辰の雪辱をいかなるかたちで具現化したのかについても考察を及ぼしたい。

最後に問題とするのは、戦後についてである。かつて遠山茂樹氏は『明治維新』（岩波書店、初版一九五一年）において、明治維新を絶対主義権力の形成過程ととらえる観点から、西南戦争を明治維新の終期と位置づけた。以後も西南戦争は維新时期から民権期へ移る重要な画期として重視されている。では、このような新たな段階をむかえ、宮城県下の旧仙台藩士たちはいかなる課題に直面し、それにいかに対処しようとしたのであろうか。やはり『仙台新聞』を主たる素材として考察を加えたい。

一 宮城県下の臨時巡査召募

明治十年二月二十三日、内務省は東京府下の警備のため、巡査一二〇〇名を各県から募るとともに、茨城・群馬・福島・宮城の四県からは特に臨時巡査二六〇〇名を召募する。おりしも京都に行幸中の天皇の警護や、西南戦争勃発にともなう九州への巡査の大量派遣により、府下の巡査は払底しており、旧庄内藩士族の決起が危ぶまれるなか、警備の増強は喫緊の課題だったのである。また、戦局が長期化した場合は、警察力を軍事力に転用して戦線に導入しようという思惑もそこにはあった。

この臨時巡査の召募の対象は、「旧藩士族ノ内ニテ兼テ名望アツテ士族輩ノ信用ヲ得タル人物」を登用して説諭にあたらせるということから察せられるとおり、主に士族を想定していた。このことについては、当初から批判があった。たとえば、内務卿代理の前島密（当時、内務少輔）から達をうけた福島県大書記官の山吉盛典は、「士族之儀者曩ニ常職解散、士民同一之責ニ帰候以来、追々御仕向ケ之次第モ有之、今更ニ旧藩々士族之内兼テ名望信用ヲ得タル輩へ懇諭依頼之形ニ相成候テハ、后来施政統治上ニ於テ大ニ障碍ナキ能ハサル歟」との懸念を前島に披瀝している⁷。明治六年に徴兵令が布かれ国民皆兵の世になったこの時点で、士族を召募することは「施政統治上ニ」悪影響を及ぼすというのである。戦闘員への転用を前提としながら壮兵ではなく巡査として召募したのは、このような批判を見越して徴兵制に違背しないように配慮したからであった。かかる策を弄してまで

時の政府首脳が士族にこだわったのはなぜか。その理由について、前島は「即今ノ形勢急ニ必要トスル所ノ目的ニ達スルニハ先ツ多クハ士族ニアル」と説明している。緊急事態に対処するには、かつて武職にあった士族こそが適任だということである。また、前島はこうも言っている。

士族中ニテ此際起テ志願スル者ハ、蓋シ多クハ平素議論ヲ逞クシ時勢ヲ論スル等即チ勃々悲憤家ニ可有之処、此輩ヲシテ徵募ニ応セシムルトキハ、当方ニ取テハ大ニ用ヲ為シ、而シテ其県ニ取テハ当今人心恟々ノ際、偶マ紛論抗議ノ骨子ヲ抜き、管下鎮撫上甚タ便ヲ得ル等間接ノ利益不少、是亦自ラ今般徵募ノ詮議ヲ起シタル一原因ニモ有之候条〔後略〕⁸

すなわち、動もすると政府に批判の矛先を向けかねない不平士族をこの機に「骨抜」にしようというのである。このように、士族の臨時巡查召募は不平士族対策としての一面も有していた。臨時巡查召募を命ぜられた四県は不平士族を多く抱えるいわゆる難治県であり、この側面からも士族の召募が強く求められたのである。

しかし、このようなかたちの召募は、必ずしも地域の実態を反映したものでなかった。そのため実際の召募にあたっては時に様々な問題が浮上ることになる。それを以下、宮城県の場合において見ていきたい。三月一日に内務卿代理の前島から七〇〇名の臨時巡查召募の達をうけた宮城県権令宮城時亮は、三月十日以前に、管下に次のような達を下している。

今般内務卿代理ノ命ヲ奉シ徵募スル七百名ノ巡查ハ、西南賊徒追

西南戦争における旧仙台藩士の動向

討ノ国難ニ因リ召集スルナレハ、其名ハ巡查ト雖モ臨機戦士ニ被用候故ニ、尋常巡查召募ノ規程ヲ履マス、士族伊達宗亮・葦名蘆洲等数名ヲシテ戦闘ノ用ニ適スヘキ者ヲ撰募セシム。抑国難ニテリ命ヲ致スハ、士民同一ナリトイヘト、特ニ士族ハ職トシ尽ヘキ大義務タルヲ弁ヒ十八歳ヨリ五十歳迄ノ者ハ私己ノ困厄ヲ顧ミス方向ヲ定メ、奨励挺身速カニ徵募ニ応シ、仙台大町頭臨時巡查徵集所へ来リ名刺ヲ投シ検査ヲ受ヘシ。⁹

内務省の達を全面的に受け入れるかたちで、「兼テ名望アツテ士族輩ノ信用ヲ得タル人物」として伊達宗亮（旧仙台藩奉行、一家）・葦名蘆洲（旧仙台藩若年寄、準一家）ら数名を選び召募に当たらせ、士族を中心に巡查を募ったのである。伊達・葦名以外の数名のなかにはやはり仙台藩の名家の出である亘理胤元（旧姓伊達、維新後亘理に改姓、一門、涌谷）・伊達基寧（一門、登米）・片倉邦憲（一家、白石）・茂庭敬元（一族、松山）も含まれていた。

このうち、亘理胤元は権令から達をうけて、十日、仙台から旧領の涌谷へと下向、この件につき旧臣たちと評議に及んだ。涌谷の旧臣で維新後は開拓大主典を務めた十文字好古はこのときは東京にいたが、涌谷から知らせをうけ、十五日付で「涌谷有志」への書翰の案文を甥の長谷顕吾に送っている¹⁰。その冒頭において十文字は「左様之御達し無之も非常之御時節ニ候条、従此御申立被成可然折とハ存上居候得共、維新以来今日之御境界御手ヲ被束候外無之乎、乍残念陳述ニ不相及罷在候。斯く御達シ被相受候上ニハ既ニ業ニ騎虎之勢ニテ、定て諸君画策御評決と存上候」と述べる。十文字は戊辰戦争で着せられ

た「朝敵」の汚名を雪がんと、かねてより失地回復の機会をうかがっていたようで、これを好機ととらえ積極的に応ずべきだという立場であった。そのうえで彼は県の召募の方針に様々な疑義を呈している。まず、第一は「宮城県内六百名と申事にて人員ハ少ク候得共、闔県之士族諸方へ散居致居候畢。如何様ニ御手分ケ被下募候ヤ」ということであつた。江戸時代、多くの藩では藩士たちは城下に集住したが、仙台藩では例外的に中世以来の地方知行制が根強く残り、知行取の藩士は知行地に在住した。そして、彼らは維新後も旧知行地に留まり続けたのである¹¹。このように県内各地に散在した士族をどのような分担で説諭してまわるかが問題であつた。

つづいて、十文字が問題としたのは「仙台藩制御一門ハ政事ニ御関係無之、尤御在所勝二候得ハ、藩士之間親ミも無之末二候得ハ、其辺有体ニ御申述信用相受居候とハ難心得候。大事之御場合信用有無之間不決心ニて、一途奉命を主とし万一失誤等有之候而ハ恐入候」ということである。士族の説諭を県から命ぜられた数家のうち、胤元の涌谷伊達家と基寧の登米伊達家は一門であり、両家は宗家の血縁ということもあつて家格こそ最高位であつたが、江戸時代を通じてその当主は藩の役職につくことができず、仙台参勤の期間を除き基本的に知行地に在住していた。それゆえ、自然「藩士之間親ミ」もなく、説諭にあつたとしても効果は期待できず、かえつて家名を落しかねないと十文字は懸念したのである。あるいは、戊辰戦争後、幼い藩主宗基にかわり後見として政務を執つた、一門の伊達邦成（巨理）が藩士たちからの批判の矢面に立たされたことが、十文字の念頭にあつたのかもし

れない。

このような旧一門が召募において力を発揮するとすれば、それは旧臣を対象に説諭を行う場合であつたが、ここにも問題があつた。今回の召募は前述のとおり士族に力点を置くものであつた。しかし、彼ら陪臣は戊辰戦争後、大幅な減封への対処から永の暇を出されて平民となり、多くは帰農していたのである。そこで、十文字は提案する。「懸ル御時節皇国之臣民タル者士庶之分段も無之」ので、「民籍に帰し候者之内ハ幾十人か撰扱仕」り、彼らを胤元が統率すればよい、と。そこには、「戊辰之際ハ胤元幼少ニて国事ニ尽力相成兼、私共ニおゐても今以遺憾ニ不相堪候。今般云々之御達ニ付出張相成候ニハ、何卒私共ニも心力を添へ必死を期し御国恩を之万一二奉報度」というように、これを機に旧主に国家への功績を積ませ、報恩の証としたいとの思いがあつた。また、「士族ノ鋒先キ鎗キカ帰農ノ太刀先キ神ナル乎現場ニ其甲乙了然タル可シト奉存候」という文言からは、士族籍に留まりつづけた直臣層に対する対抗意識が見え隠れしている。

そして、「遠国ノ人」の権令（宮城は長州藩出身）ならいざ知らず、県官に仙台藩出身者がいながら、県が地域の実情を顧みず、内務省の達に唯々諾々と従つたことについて、「今般ノ御達シ頗ル名ハカリ口伝ノ類ニハ無之ヤ」、「其情今般ノ徵募ヲ以テ名目上ノ御達シト為スニヤ。彼ノ白石ノ如キ松山ノ如キ身ヲ拔テ能ク士族ヲ引率制禦スル人ニヤ」と批判する。

これに対して、二月十七日に大警視の川路利良から直々の命をうけ、仙台にて東京巡査の召募にあつた警視局雇の横尾東作は¹²、旧仙台

藩士だけあつてさすがに先のような事情をよく認識しており、召募の範囲を平民のうち「士族の帰農と旧二千石以上の陪隸」にまで拡大している¹³。そして、この横尾の呼び掛けにいち早く応じたのが、細谷直英（十太夫）である。戊辰戦争の際、侠客から編制された衝撃隊（通称鴉組）を率いてゲリラ戦を展開し、勇名をはせた細谷の人望は、臨時巡査を募るに際して与つて力があつたことであろう。結果、三月十日まで一〇〇余名が上京し、警視局に採用されている¹⁴。

さて、十文字の提言をうけて、亘理胤元は県に旧臣を引き連れて上京する旨を願ひ出ていったんはその運びとなつたものの、召募に積極的に応じようとする士族たちの姿勢も手伝つて、すぐさま予定の七〇〇名に達すると、県は胤元に「追徴之節」まで上京は見合わせるよう申し渡した。これを聞いた涌谷の旧臣鈴木讓之介は「数月ヲ経事濟ニ不相成ハ追徴ノ不成モノニも無之、其節ハ旧藩中式千余戸之内縦令碌々タルモノ多分タリト、五拾名や六拾名ハ募リニ応シ候分も可有之、僕拙も老人ながら旧君ニ随從シ出発ノ心得ナリ」との決意を東京の十文字に書き送つている¹⁵。

これに対して、同じ涌谷の旧臣でも当時開拓少書記官だつた鈴木大亮は醒めた目をもつていた。十文字に宛てた書翰のなかで彼は次のように述べている¹⁶。

巡査召募之義ニ付旧邑主君へモ県命有之、諸有志集議随分気込ミ候処へ、県官林某參着其義ニ不及云々、誠ニ好都合ト奉存候。縦令ハ一時旧故ヲ糺合シ得ル者ニモセヨ、其長タル固ヨリ旧君之能シ得ヘキ所ニ非ス、亦昔日之如ク門閥ヲ以テ人ヲ使役シ得ヘキ時

西南戦争における旧仙台藩士の動向

勢ニモ無之、要スルニ進テ取ルノ才幹アルニ非ル以上ハ、其任ニ当ラサルヲ以テ固辞スルノ愈レリト為ス若カサルヘシ。是偏ニ旧君之為ニ謀ル所ニシテ敢テ他人ヲ規スルノ論ニハ非ルナリ。萬一モ再ヒ此等之事アルニ際セハ、先生ヨリ御差留被下候ハ、所謂「クラヤミ」ノ羞ヲ「アカルミ」ニ出スノ嘲ヲ免ルニ庶幾ラントス。

たとえ、胤元の説論により旧臣を糾合できたとしても、今は門閥の力で人を使役するような時勢ではない、戦場で人を統率するには「進テ取ルノ才幹」がなければならず、そうでなければ固辞するのが胤元のためだ、というのである。この鈴木言葉は、十文字を介して旧涌谷家中に大きな波紋を投げかけることになる。

その後、召募に応じて選に当たつた士族たちは続々と上京し、随時、別働第三旅団に配属され戦地に送り込まれていき、そのなかで臨時巡査の召募は繰り返された。三月の管下への達にあつた「士族ハ職トシ尽ヘキ大義務」という文言は東京の新聞でも問題とされ、五月十九日からはじまつた召募では士族・農民を問わず募集の対象とされている¹⁷。当初、亘理胤元はこれに応じて、石川邦光（一門・角田）とともに旧臣一〇〇名を率いて二十六日に上京する予定だったが¹⁸、二十四日に実際に上京の途についたのは、石川と大條徹（着坐・尾山）だけであつた¹⁹。そこにはどうも先の鈴木大亮の慎重論の影響があつたと見える。鈴木の見解を聞いた十文字は出征に慎重な立場に傾いた。長谷頭吾は十文字に宛てた四月二十八日付の書翰²⁰で「巡査徴募ニハ応ジサル積リ、此ノ後重テ御達シ有之候トモ決テ出張不致積リ」と述べ

ている。同じ書面の冒頭に「巡查徵募云々ニ付殊ノ外御痛心縷々ノ御教諭奉感謝候」とあるところから、十文字が長谷に今後召募があつても応ぜぬよう言い含めたことがうかがわれる。また、五月二十三日付の長谷宛の書翰²¹に「県庁へ巡查方の況を述ルニハ、胤元様并二十余名の二人而ハ最早不都合ニ相成候乎、何ヲ申スも最初ヲ誤り申候」とあるのを見ても、十文字が召募に消極的であることがわかる。

一方、政府は戦争が長期化し高知県で士族の決起が危ぶまれるなか臨時巡查の補充を必要としていた。水俣にいた大警視兼陸軍少将の川路利良は、五月二十八日付の書翰で岩倉に対して「願クハ新募巡查何程ニ而も御廻シ相成候ハ、利良ニ於テ幸ひを得奏功アラン事を伏シテ懇願仕候」と要請している²²。このころになると臨時巡查の動員数は各地で底を尽きつつあり、加えて鈴木・十文字のような応募への慎重論が影を落としはじめていた。東京の政府首脳もそのことを認識していたと見え、前島が福島県大書記官の山吉盛典に宛てた五月三十一日付の書翰²³には、「過日来臨時巡查招募之事ニ就而ハ不一方御手数相懸ケ毎度御尽力之段厚感銘仕候。然ル処尚追々多人数入用之事情出来、既に二地方長官之御配慮至れるに此上も亦苦慮ヲ相掛候も如何可有之歟、或ハ別種之手段ヲ以テ招集候而ハ如何与彼是配慮中」とあり、政府が召募にあたって何らかの対策を講じようとしていたことがうかがえる。

そこで、岩倉が考え出したのが、旧藩主が旧領に下向して士族たちに召募に応ずるよう説諭を加えるという案であった。岩倉は東国諸藩の旧藩主を自邸に呼び出し、この旨を言い含めた。このとき、伊達宗

家当主の伊達宗基も後見の伊達宗敦や家令ともども岩倉のもとに伺候しているが、伊達家はこの岩倉からの要請を謝絶している。理由は以下のようなものである。①当主の宗基はまだ幼く、到底その任に堪えられない。②そうになると、後見の宗敦がこれを代行することになるが、宗敦は慶応四年（一八六八）に、宇和島伊達家から、宗基の実父慶那の嫡子として迎えられた人物であり、彼自身によれば、「旧仙台藩士ノ輩自分ニ対シ始メヨリ不都合」である。③さらに、家令だが、これも「実家（宇和島伊達家）」から来たもので、士族たちに内諭を加えようとしても、聞き容れないどころか、妨害に及ぶことさえ予想される²⁴。当時の伊達家の家令は佐藤素拙で旧仙台藩士、したがって③は虚偽の申告ということになる。そうまでして、岩倉の要請を断らねばならないほど、宗敦や家令と旧藩士との「不都合」は深刻だったということであろうか。旧伊達家中の複雑な内部事情が垣間見られる。

このような事態を前に岩倉は六月二日、宮城県権令宮城時亮に書を致し、配下の県官に彼らが知るところの旧藩の人望あるものと協議させ対処するよう指示した²⁵。結局、このときは古内広行（着坐・岩沼）・上遠野秀宣（準一家・一迫）・蒲生一・大條頼良の四名が総勢三五〇名を総括して上京することになった²⁶。彼らは、六月十五日に着京するや警視局に出頭、巡查としての身分を付与されるも、そのまま内務省から陸軍省に所轄を移され、新撰旅団に配属された。そして、七月四日から約十日間、習志野演習場にて軍事訓練を受けると、十六日には急遽横浜を出航し、九州へ出征していったのである²⁷。

二 西南戦争と戊辰の雪辱

宮城県において召募に応じ、臨時巡査に採用された士族たちの士気は非常に高かった。『仙台新聞』第八九号（四月九日）によれば、茨城県にて召募に応じて上京し臨時巡査となった元結城藩士五〇名の名には、戦地へ派遣されることになるや、「県令より命せられた訳でなく東京詰の事であつたから」といつて出征を拒否するものもあつたが、これに対して、宮城県の臨時巡査は「いづれも評判よろしく意気凛然たるありさまで、戦地に赴くものは必死の覚悟であり「壮士は死に後る、事を之レ愁るの景状」であつたという²⁸。

彼らはむしろ戦場で戦功を挙げ得ぬことに切齒したのである。関震六は上京するや三等警部に任じられ、東京警視隊六番小隊長（のち警視八番小隊に改称）として神戸への出張を命じられた。四月二日に神戸に到着、上陸し滞在すること二日にして、大分の別府に向い、そこから中津の警備につく。その関が率いる警視八番小隊に鹿児島への進発の命が下つたのは七月八日のことであつた。しかし、八月二日に参謀部から戦地へ繰り込むよう命が下り、いよいよ薩軍と砲火を交えるというときに別働第三旅団は引き揚げを命じられるのである。関を補佐していた警部補心得の大槻安広によれば、このとき関は戦地に赴かずして凱旋することを遺憾に思い、強いて出兵を願い出たが、当然許されず、それでもあきらめきれず東京から三浦什長一人を引き連れ、無断で九州に取って返したという²⁹。何としても戦功を挙げんとする関の執念が感じられる逸話である。

西南戦争における旧仙台藩士の動向

玉造郡岩出山の在で、六月の召募に応じ、四等巡査心得として新撰旅団に配属された大沼吉治は、七月十五日、横浜から海路、熊本丸で神戸へ向かう予定であつたが、横浜港内の遊歩を許された際、帰宿時間に遅れて除隊された。大沼は再び入隊を懇願するも許されず、横浜発の汽車の車中で割腹をとげる。「臆病未練にて脱隊せし者と見做され銃器取揚げ除隊申付られし」ことに堪えられず、「固より決死の上なれこそ此処迄も来つれ、斯る汚名を得てはいかで故郷へ帰らるへき」として自害したのである。大沼は治療の甲斐もなく十七日の午後八時に息を引き取り、横浜の久保山に葬られた³⁰。戦地で戦功を挙げ得ぬばかりか、臆病者の誤解をうけては、自ら命を絶つよりほかなかつたのである。

このような旺盛な戦意を支えていたのは、戊辰の雪辱の意識であつた。『仙台新聞』には、上京の途上旧仙台藩士たちが賦した漢詩や和歌がたびたび掲載されているが、そのなかで彼らのこういつた意識が垣間見られるものを以下いくつか掲げる。

赴軍于東京途中作（軍に東京に赴く途中の作） 沙田眞菅

敢許逆徒侵帝京 敢へて逆徒の帝京を侵すを許さんや

满腔慷慨氣縱橫 满腔の慷慨 氣縱横たり

十年閑却箇中劍 十年閑却す 箇中の劍

欲向海西戮巨鯨 海西に向ひて巨鯨を戮せんと欲す³¹

赴軍途中作（軍に赴く途中の作） 岡徳輔

聞説西州戰未黃 聞く説らく 西州の戦未だ黄ばまずと

男兒何不耐剛腹

男兒 何ぞ剛腹に耐へんや

分明記得前宵夢

分明に記し得たり 前宵の夢

拔取甘芋献我王

甘芋を抜き取りて我が王に献ず³²

戊辰から十年、筐中に剣を忍ばせ、虎視眈々と雪辱の機会を待つていた旧仙台藩士たちは、今こそ薩摩に一矢報いて汚名を晴らそうと意気込んでいたのである。

そして、このような意識に支えられて彼らは戦地で勇猛さを遺憾なく發揮した。警視四番小隊に配属され（のち別働第三旅団の江口高確隊に配属され九番小隊右半隊長）戦地に出征した砂田眞菅が熊本県下の陣ノ峠から『仙台新聞』の発行元である相愛社に寄せた、五月十五日付の書翰によれば、この日の戦いで宮城県の臨時巡査は「最モ強ム」だったという³³。その戦いぶりは戊辰戦争のときとは別人の觀があった。五月十八日の矢筈山の攻防で負傷して八代病院にあった細谷直英（陸軍少尉兼一等少警部）は、郷里に次のように書き送っている。

（新募の巡査、および大分から出張の関震六隊は）何レモ長刀ヲ帯ヒ昔日ノ仙台兵ト八月鼈ノ違ニテ、勇氣湧カ如ク相見得、此外仙台ヨリ徵募ノ巡査兵、即葦名（蘆洲）・伊達（宗亮）・鈴木（権八郎）ノ引率スル所モ追々戦地ニ向ヒ候処、何レモ壮猛、毎戦勝リヲ得、実ニ戊辰ノ汚名ヲ雪クニ足ル。方今死傷ノ多クアルハ若松人ト仙台人ナリ。³⁴

細谷はここに戊辰の雪辱がなつたことを確認したのであつた。

そして、旧仙台藩士たちは戊辰以来はじめて勝者として優越感にひたることのできたのである。四月十三日の熊本城開通以来、薩軍は拠

点を移しながら退却を続け、ついに鹿児島まで追い詰められたが、別働第三旅団江口高確隊九番小隊右半隊長の砂田眞菅は鹿児島県下の出陣先にて次のような漢詩を賦している。

入薩州城（薩州城に入る）

薩州城中王師登

薩州の城中は王師登り

薩州城外賊軍崩

薩州の城外は賊軍崩る

王師百萬荷矛戟

王師百万矛戟を荷ひ

日夜勇憤氣稜々

日夜勇憤して氣稜々たり

聞説殘賊日州走

聞く説らく 殘賊日州に走ると

天網覆處豈保久

天網覆ふ処豈保つこと久しからんや

咄々薩兒須速降

咄々 薩兒須く速かに降るべし

我能全汝足與首

我能く汝の足と首とを全ふせん

薩州城北峯巒碧

薩州の城北は峯巒碧にして

薩州城南海波白

薩州の城南は海波白し

海波遶地常怒號

海波地を遶る 常に怒号

峯巒隔天僅咫尺

峯巒天を隔つ 僅かの咫尺

錦旗央々臨境日

錦旗央々として境に臨むの日

賊軍望風尽辟易

賊軍風を望みて尽く辟易す

嗚呼山海雖險不可恃

嗚呼 山海險たりと雖も恃む可からず

成敗只在順與逆

成敗は只順と逆とに在り³⁵

たとえ嶮峻な山海に拠るうとも事は順逆によつて決するのであり勝ち目はなから投降せよ、そうすれば命は保証しようというのである。

まさに勝者が敗者を見るまなざしである。

政府軍に攻囲されるなか、薩軍からは投降者が相次ぐ。旧仙台藩士で鹿児島警視出張所詰だった一等少警部の中川操吉は書翰³⁶のなかで取り調べの際の投降者の様子を報じている。

就テハ毎日数十人取調候処実ニ芋人種ハ一種特別ニテ、頑愚ノミナラス其狡黠呆レ果タル者共ニ御坐候。大概真正ノ反正帰順ナル者ナシ、不得已帰順スル者共也。故ニ其家ニ還ルヤ廻復ノ談ナトヲイタシ居者アリ、或ハ誹譏スル者アリ、或ハ訟庭ニ出テ含笑答弁スルアリ、或ハ一切包蔵シテ吐露セサルアリ、或ハ一タヒ帰順シテ後巡行ノ査官ヲ打擲スルアリ、或ハ巡查ノ官帽服提灯ヲ破毀シ、再ヒ法網ニ罹ルアリ、或山中ニ潜匿シ捕縛セラルアリ。此等ノ類枚挙スルニ遑アラス、豈憫然ニ堪ヘケンヤ。愚モ甚シト謂ベシ。

勝者の優越感から面従腹背の投降者に対して侮蔑感さえ漂わせる言である。

その一方で、かつての敗者の立場から薩軍に同情を寄せ、さらに官軍の攻勢の前になお抵抗を試み、ついに敗れた彼らに対して畏敬の念を抱くものもあった。鹿児島から相愛社に書翰を寄せた某氏はそのなかで、政府軍に投降してきた西郷の子菊次郎から直接聞いた話を報じている。書翰によれば、右脚を負傷し切断了菊次郎は、もはやこれまでと父隆盛に面会を求めたが、これに対して西郷は「今汝重症ヲ被リ、且夕死ヲ期スルヲ聞、胸裏如燃ト雖モ、他人ヲ慰問スルニ違アラスシテ、吾兒ヲ顧ル又忍ヒス」と面会を拒絶したという。この話

を聞いた某氏は「僕等曾テ賊名ヲ負ヘリ。今此語ヲ聞キ同情相憐ムノ情ヲ発シ覚ヘス泣然タリ」と書き記し、西郷父子の運命を憐れんだのである³⁷。

もう一つ事例を挙げよう。新撰旅団第三大隊の第四中隊第三小隊長として出征した、三等少警部上遠野秀宣は「野蠻ノ風ヲ忘レサル風姿故、鹿児島アルヲ知レモ天朝ヲ重ンセス政府ヲ輕蔑スルハ男女共ニ同シケレハ今般ノ事件ニモ及ヒタルナリ」と薩摩の逆徒を侮蔑しつつも³⁸、その一方でやはり彼らに対して畏敬の念を抱いていた。八月十五日、宮崎在陣中の上遠野は茶屋の女の案内で宮崎神宮に参詣したが、このとき彼女が参詣の女と何やら密かに話し、涙しあっているさまを目撃した。後で茶屋の女に聞いたところ、参詣の女は薩軍に投じたものの妻で、「賊ノ勝利ヲ祈ルカ」、はたまた薩軍が「敗走スルヲ無念ニ思フテノ祈願ナルカ」知らねど、いずれにせよ、「降伏ノ心」は少しも見えなかつたという。折しも、党薩諸隊からの投降者が続出するなか、薩摩士族はそれでもなお抵抗を続けていた。茶屋の女の話聞いた上遠野は、「薩ノ人物ハ女マテモ降伏ナト、云事ハ夢ニモキライナル人情故春ヨリ当時マテモ戦争ヲナシタルナリ。男子ノ心ハ押テ知ルヘシ」と日記に書き留めている³⁹。その後、九月二十四日に城山が陥落すると、上遠野は十月二日、鹿児島に入った。このとき、彼は政府軍の勝利について「彼ノ賊夫ノ一麾百千ノ憂苦トナリ、召募ノ兵士ハ将ニ僥倖ヲ得ルノ節ヲ得タリ」と述べている。戊辰の雪辱が薩摩の犠牲のうえに立つことを認識していたのである。そして、「士族ノ風ハ巖然タル処アリテ小兒ト雖モ宮城ナト、ハ別段ナリ。逆賊トナリタル

ハ西郷ノ煽動ニヨリテ一時方向ヲアマリタリト雖ト士氣ノ震フ処ハウラヤマシキ処アリ」と今なお残る薩摩の士風に羨望のまなざしすら向けたのであった⁴⁰。

一方、宮城県では、戦争終結に前後して、東禅寺（閑上、九月十一日）⁴¹、龍泉院（新寺小路、十月二十一日）⁴²、瑞巖寺（松島、十月二十一日）⁴³などの寺院において戦没者の慰霊祭が行われている。そして、十一月には、戦没者一四二名を祭る「西討戦没之碑」が、西南戦争に従軍した河田安照（三等少警部）・茂貫利（警部補）・戸澤精一郎（警部心得）の発起によって仙台の経ヶ峰に建立された。撰文は旧仙台藩士で当時少警視兼太政官少書記官だった佐和正の筆になるが、そのなかで佐和は「明治元年大政復古するも、仙台藩東陲に僻在するを以て事情に明悉せず、誤りて王師に抗す：是に於てか旧垢洗蕩し俯仰して愧づること無し。快事と謂ふ可きなる哉」（原漢文）と述べている。碑文は西南戦争によって戊辰の雪辱がなったことを高らかに宣言するものであった。

加えて、十月には同じ経ヶ峰の瑞鳳殿境内に戊辰戦争の戦死者を祭る「弔魂碑」が建立された。このとき、伊達家家令の佐藤素拙は当主宗基の成年まで建碑を待つよう申し入れたが、富田鉄之助・佐和正・木村信卿・大槻如電ら有志は聞かなかった⁴⁴。碑を建てるなら、戊辰の雪辱がなったこの機をおいてほかにないという焦りが彼らにあったものと思われる。すなわち、西南戦争によってはじめて戊辰戦争の戦死者の慰霊が可能となったのである⁴⁵。

三 西南戦争後の士族問題

西南戦争も終盤にさしかかるころ、旧仙台藩士たちのあいだには早くも新たな懸念が生じていた。自由民権論の台頭である。涌谷の旧臣十文字好古は六月二十五日付の書翰⁴⁶で甥の長谷頭吾に対して次のように書き送っている。

西郷をハ討滅無疑候得共、討滅後之御処置又一段御六ヶ敷かと存上候。涌谷計ニ而ハ致方無之事ニ候得共、何分ニも有志中申合へ、彼の木偶民権を主張し天朝の御為メ村吏ハ申迄なく何二者ニも致セ天朝の眞の御為ニ不相成義ハ、拒絶の心配ニて奮励無之候而ハ不相成候。万々一西郷ハ差置キ外々ニ暴動相始り、弥朝廷へ御切迫杯と申義有之日ニハ召募ニ論なく、胤元様ヲ扶ケ上一統推出シ可申、涌谷人推出し候日ニハ眞ニ天下の大事と決心罷在候。戦地ニ臨ミ候心得ニて、今日の処民権ヲ御張り可被成候。当時の民権と唱ひ候ハ栗軒（十文字の号）を以見ルニ甚タ不得其意、栗軒の民権と申スハ圧政アツへ対し候民権ニハ無之候。村吏輩の不筋等ハ訳もなく打払ひ、眞ニ皇国の皇国タル廉へ着眼して人タルノ道を尽スカ人民の自由の権と申者ニ候。

十文字は西南戦争後に自由民権論が台頭することを見据えて、「有志中」が今のうちから結束し、政府の「庄政」を非難する「木偶民権」に対抗すべく、眞の「民権」を立てる必要があるとする。さらには、西郷に呼応して暴動を起こすものがいよいよものなら、召募があるうがなかるうが、胤元を補佐し旧家中一統で鎮圧するのは当然のこと

で、その気概をもって「民権」確立にも臨むべきだという。彼が考える「人民の自由の権」とは「皇国」の「皇国」たる所以に目を付け人道を尽くすという、儒教的な倫理観を基底に置くものであった。

ときに、東京の学農社に留学中の甥の十文字信介は、『仙台新聞』（第二二八号・七月九日、第二二九号・七月十一日）に投書し、西南戦争は「暴ニモセヨ逆ニモセヨ頑愚無智ニシテ世ト推移シ得サル者ニモセヨ、言路開ケス下情通セサルノ致ス所ト謂ハサルヘカラサルナリ」として民選議院の設立を主張した。このなかで、信介は民選議院設立の理由として官吏の「圧政」とそこから来る人民の政府に対する敵視を挙げている。好古としては「木偶民権」にかぶれる甥に危惧を感じていたのかも知れない。

このような危惧を抱いていたのは十文字好古ばかりではなかった。『仙台新聞』紙上でも同様の議論がしばしば展開された。第一六〇号（九月二十一日）の論説は、西南戦争の終結を間近に控え、世上では「軽躁急進ノ論者」が文壇にて「自由ノ論」を唱え、動もすると政府を仇敵視して人民の「自由」を開達せしめんとしていると報じている。そのうえで論者は、彼らの言うところの「自由」とは何なのか、政府は「暴逆ノ自由」と「溪乱ノ自由」^(溪乱)以外の自由は認めてははずだと疑義を呈し、人民が自ら真の「自由」を追求するよう「人民各自ノ精神ヲ培養」することが最急務だとしている。また、同じ第一六〇号に掲載されている投書で、在京の笹島生は鮮血を注ぎ腕力で「民権ヲ伸長シ自由ヲ開達セシメント」する民権論者を非難、彼らは一時の機会を得るも早晚消滅するとして「真正ノ民権党」の台頭に期待を寄せている。

西南戦争における旧仙台藩士の動向

そのようななかで、懸念されたのが職を解かれ帰郷した元臨時巡査たちの動向である。今回、臨時巡査の召募に応じた「奥羽士族」の多くが、「報国勤王」に名を借りて、その実は「僥倖ヲ万一ニ望ミ後日坐食」を目的として召募に応じたすぎないと聞いた、在東京の熊谷淳造は、『仙台新聞』（第一四六号・八月二十日）に投書してその懸念を表明した。熊谷は、「勤王報国」の志なく「万一ノ僥倖」を待み「後日ノ栄利」のみに汲々としているようでは、たとえ一時「薩賊」を討ち名譽を得ることがあろうとも「封建時代ノ残夢ノ如キ悪弊ヲ提起シ来リ、遂ニ方向ヲ誤リ千歳回ラサルノ大悔ヲ招クアラン」と危惧し、「将来ハ必ス今日ノ榮譽ヲ保ツテ賢明ナル明治政府ノ指麾スル所ニ服従シ、決テ前ノ江藤・前原や後ノ西郷・桐野等カ如キ轍ヲ踏ミ臭ヲ千歳ニ流ス」勿レ」と「東方ノ士族諸君」を戒めている。恩賞に不満をもった士族が政府を攻撃して反政府的な行動に走ることが憂慮されたのである。もし、そのような事態に立ち至れば、西南戦争で成し遂げた戊辰の雪辱が烏有に帰してしまうという危惧が、旧仙台藩士の「有志中」に広くあったものと考えられる。

逆に、元臨時巡査が恩賞に胡座をかき安逸に耽ることもまた大きな不安材料であった。解隊に際して、出征した臨時巡査たちは、往復の旅費とともに慰労金を政府から下賜された⁴⁷。たとえば、警視八番小隊に属し、八月二十三日に東京の警視局に凱旋を果した大槻安広は、九月二十一日に解職・帰郷を命じられ、帰県後の十月五日、県庁を介して二十円を下賜された。さらに大槻は十二年十二月二十四日に十五円、十三年九月に三十円を賜わっている⁴⁸。それまで貧窮に喘いでい

た旧仙台藩士たちはこれによって一時的に潤ったのである。

『仙台新聞』第一八八号（十一月二十六日）に掲載された山田正卿の投書は、この点について懸念を露わにしている。宮城県士族が西南戦争に際して臨時巡查召募に応じ、戦地において粉骨碎身、国家に報じたことを、山田は「義挙」、「偉勲」としつつも、そのことはかえって士族の生計上において損害を生んだとする。すなわち、戊辰戦争による処罰以来、士族たちは日々の活計に苦しみ、家禄を奉還して事業に乗り出すも成功するものは少なく、その困窮は明治九年の秩禄処分によって頂点に達したが、そういった矢先に西南戦争が勃発し出征したため、その間生産に要する貴重な時間を失ったというのである。しかし、山田がそれ以上に憂慮するのは、西南戦争で慰労金にあずかったことにより、「生産ヲ勉ムルノ志念」が失われることであった。すでにその兆しは見えており、出征前まで「木綿ノ御召」に「黒午郎ノ羽織」だった士族の出で立ちは、凱旋後は一転、華美になっていた。そして、山田は今回の一挙で得た「利得」は「一朝ノ暴富モテ身ノ廻リヲ奇麗ニシタルニ過キスシテ前途生産ノ事業ニ於テハ更ニ一大退歩ノ障碍ヲ醸シタリ」と断を下すのである。

『仙台新聞』紙上でも、凱旋した臨時巡查の放蕩ぶりはしばしば報じられた。『仙台新聞』第一八七号（十一月二十四日）によれば、新撰旅団の解隊をうけて、横浜から海路帰途に就いた元臨時巡查たちは、十一月二十一日に県庁に出頭して凱旋の報告をしたが、彼らのうちには傍若無人の体で市街を闊歩するものもあり、国分町あたりは大いに賑わったという。かかるありさまを見た仙台の定禪寺通槽丁に住む

「醉民」は『仙台新聞』（第一九三号・十二月七日）に投書して訴える。まず、彼は「今ヤ昼錦ノ栄ヲ帯テ帰ルヲ得、何ソ早く前途ノ方向ヲ立テ父母妻子ヲ安スル」ヲ思ハサル、今前途ノ方向ヲ立テス限リアルノ恩賜ヲ以テ徒ニ淫遊ニ耗費セハ、数月ナラスシテ復飢寒ニ迫ル知ルヘキナリ」と士族に警告を發し、「サキニ西南ニ奮戦セシ所ノ勇ヲ転シテ以テ産業ニ従事セハ何ノ業カ成ラサランヤ」と自省を促すのである。

県としてもこうした情況に対策を立てねばならなかった。県は「赴難ノ士衆ニ於テハ将来品行益方正ニ動作、愈静肅ニシテ他ノ模範トナリ、今回得ル所ノ名譽ヲシテ永ク点汚勿ラシムルハ疑ヲ容レスト雖モ、然レモ不虞濟急ノ方法又具備スルノ勝レルニ如カサル可シ」として、慰労金を県庁において保護監督し、「一大事業ノ基礎」にしようとした。地から凱旋した士族たちに諮詢した⁴⁹。また、凱旋した士族たちのあいだでも慰労金を「向後活業ノ資本ト為シ以テ執レモ孫謀ヲ永遠ニ伝ヘン」が協議されたという⁵⁰。

折しも近く士族へ秩禄公債証書が支給されると取り沙汰されており、相愛社社長の須田平左衛門などは通町の豪商渡辺幸兵衛と共同で志田郡品井沼の開拓を計画して、『仙台新聞』（第一六〇号・九月二十一日）紙上に広告を掲載し同志を募っていた。このようななかで、秩禄公債証書の「使用起産ノ方法」を立てるため士族会議が開設される⁵¹。最初の会議は十一月一日に大町の栽培験地養蚕場を議場に開かれ、四〇名が集ったが、そのなかには相愛社社長の須田や、西南戦争に出征した河田安照・鈴木権八郎の姿もあった。河田はこれより先、区務所において松本儀次・男澤千里とともに特選議員に任命され

ていた⁵²。会議では議論百出したが「結社ノ主意ハ士族ノ禄券ヲ維持スルニ在リ」⁵³との観点から秩禄公債証書を資本として国立銀行を設立することが決した⁵⁴。明治十一年十二月に開業した第七十七国立銀行がそれである（初代頭取氏家厚時）。第七十七国立銀行は起業せんとする士族たちに融資を行い、県下の士族授産事業に大きく寄与することとなるのである。

おわりに

以上、宮城県をフィールドに西南戦争時における旧仙台藩士の動向について考察を加えてみた。最後に本稿で明らかになった諸点をまとめておこう。

①庄内藩の呼応が危ぶまれるなか、宮城県では士族層を中心に臨時巡査の召募が行われたが、その過程では様々な問題が生じた。それらは、政府や県が、仙台藩のもつ特殊事情（県から説諭を命じられた一門の仙台藩政上における位置づけ、江戸期を通じての地方知行制の温存、戊辰戦争後における陪臣層の平民籍編入）や旧藩主家（当主宗基の後見宗敦や家令）と士族たちとの関係性を考慮に入れることなく、画一的に臨時巡査の召募を行おうとしたことに起因するものであった。

②宮城県から臨時巡査として出征した旧仙台藩士たちの旺盛な士気を支えていたのは、戊辰の雪辱の念であった。しかし、その内実は一様ではない。戊辰戦争以来はじめて勝者の立場に立ち、薩軍投降者

西南戦争における旧仙台藩士の動向

へ悔蔑の念を露わにするものがある一方、最後まで抵抗を続ける薩摩士族に畏敬の念をいただき、さらには雪辱が彼らの犠牲のうえに立つものであることを認識し同情を寄せるものもあつた。戦後、建てられた戊辰・西南両戦役の戦死者の慰霊碑は、西南戦争によって戊辰戦争の雪辱がなされたことを象徴するものであつた。

③西南戦争も終盤に差し掛かり、自由民権運動が勃興して政府批判の矛先を強めるなか、旧仙台藩の「有志」は、凱旋した元臨時巡査が戦後の処遇に不満をもち、反政府的な行動に奔ることを恐れた。また、慰労金を手にしたことによつて彼らの恒産を立てようとする意欲そのものが沮喪することも同時に危惧した。この両面から士族授産が求められたのである。おりしも、秩禄公債証書の公布をうけて、士族会議が開かれ、この点が議論された結果、第七十七国立銀行の創設にいたつた。

こうしてみると、戦争は地域が抱えてきた問題を一気に顕在化させるものだということを改めて痛感させられる。しかし、この当時地域が抱えていた問題は同じ東北地方であっても一様ではなかつたろう。今後、個別の事例研究が積み重ねられることによつて、地域の視座からこの戦争の意義が問い直されることを期待したい。

註

¹ 明治十年二月六日付岩倉具視宛木戸孝允書翰（岩倉家蔵書類 明治十年西南一件）四、国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書（川崎本）」二七七一四。本稿ではマイクロフィルム版「岩倉具視関係文書 国立国会図書館憲政資料室所蔵」3」（北京

- 「社、二〇〇一年」を使用。以下の「岩倉具視関係文書（川崎本）」も同じ。
- ² 山形県大書記官の薄井龍之は、三月二十一日付書翰で岩倉に「已然西陲之模様ニ依りてハ今後之処も万可慮義無之とも難申候間」と書き送っている（岩倉家蔵書類 明治十年西南一件）二、前掲「岩倉具視関係文書（川崎本）」二二七—二二八。
- ³ 大日方純夫「西南戦争における「巡查」の臨時徴募」（『日本歴史』三六二、一九七八年）。
- ⁴ 旧会津藩士柴四朗は警視隊の一員として出征する際、当時陸軍士官学校にあった実弟五郎に「今日薩人に一矢を放たざれば、地下にたいし面目なしと考へ、いよいよ本日西征軍に従うため出発す。凱旋の日面会すべし。学業怠るなかれ」と言い含めている（石光真人編著『ある明治人の記録—会津人柴五郎の遺書—』中公新書、一九七一年、一一六頁）。
- ⁵ 西南戦争に関する『仙台新聞』の記事を紹介したものととして、大谷正「仙台地域の西南戦争関係資料と『仙台新聞』西南戦争関係記事」（『西南戦争に関する記録の実態調査とその分析・活用についての研究』専修大学文学部大谷研究室、二〇一二年）があり、本稿でも参考にした。
- ⁶ 明治十年二月二十八日付福島県宛内務卿大久保利通代理内務少輔前島密達（『西南役電報巻ノ巻』（早稲田大学図書館所蔵、文書三三—C四）三二〇）。
- ⁷ 明治十年三月二日付内務少輔前島密宛福島県大書記官山吉盛典書翰（同右、三七七）。
- ⁸ （明治十）年四月九日付三島通庸宛前島密書簡（国立国会図書館憲政資料室所蔵「三島通庸関係文書」四七九—一七）。
- ⁹ 『仙台新聞』第七七号（明治十年三月十二日）。
- ¹⁰ 明治十年三月十五日付長谷野吾宛十文字好古書翰（北海道立文書館所蔵「十文字家文書」一三九五）。
- ¹¹ 明治四年二月、仙台藩は郷村住居の士族に対して「士族郷村住居之儀不条理、然といえども、減禄後生計不相互、よつて深く詮議之上、其俣被措置候条、此儀深奉感佩、都而民害之所為仕間敷候」と申し渡している（仙台市博物館所蔵「仙台伊達家文書」一八六—一〇）。
- ¹² 「警視属横尾東作外一名昇進ノ件」（明治十七年公文録 官吏進退内務自一月至五月全）、国立公文書館所蔵、二A—〇一—公三八五—一）。
- ¹³ 『仙台新聞』第七二号（明治十年二月二十八日）。
- ¹⁴ 『仙台新聞』第七七号（明治十年三月十二日）。
- ¹⁵ 明治十年三月十八日付十文字好古宛鈴木讓之介書翰（前掲「十文字家文書」一一九—）。
- ¹⁶ 明治十年三月二十八日付十文字好古宛鈴木大亮書翰（前掲「十文字家文書」六三四）。
- ¹⁷ 『仙台新聞』第一〇六号（明治十年五月十八日）。
- ¹⁸ 『仙台新聞』第一〇七号（明治十年五月二十一日）。
- ¹⁹ 『仙台新聞』第一一〇号（明治十年五月二十八日）。
- ²⁰ 前掲「十文字家文書」九六一—。
- ²¹ 前掲「十文字家文書」八五七—。
- ²² 「岩倉家蔵書類 明治十年西南一件」八（前掲「岩倉具視関係文書（川崎本）」二七七—一八）。
- ²³ 「西南戦争関係書翰巻」（早稲田大学図書館所蔵、文書三三—C三）二六。
- ²⁴ 明治十年六月二日付宮城時亮宛岩倉具視書翰（「巡查招募ニ付地方官其外へ報信草案」（国立公文書館内閣文庫所蔵「岩倉具視関係文書」二六五—二八六—四四））。本稿ではマイクロフィルム版『岩倉具視関係文書 国立公文書館内閣文庫所蔵』（北泉社、一九九〇年）を使用。
- ²⁵ 同右。
- ²⁶ 『仙台新聞』第一一五号（明治十年六月八日）。
- ²⁷ 上遠野秀宣「西討道之枝折」（北海道えりも町立郷土資料館所蔵。本稿では仙台市博物館所蔵の写真帳によつた）。
- ²⁸ もつとも前掲上遠野秀宣「西討道之枝折」七月十五日条には、習志野演習場から千葉万治が脱走したことが記されており、『仙台新聞』の報道を全面的に容認するわけにはいかない。
- ²⁹ 以上、関震六については「大概安広履歴」（平重道『伊達政宗・戊辰戦争』宝文堂、一九六九年）によつた。
- ³⁰ 『仙台新聞』第一三四号（明治十年七月二十三日）、第一四〇号（明治十年八月五日）。
- ³¹ 前掲上遠野秀宣「西討道之枝折」七月十五日条にも、大沼の自刃に関する記述がある。
- ³² 『仙台新聞』第八〇号（明治十年三月十九日）。
- ³³ 『仙台新聞』第八一号（明治十年三月二十一日）。
- ³⁴ 『仙台新聞』第一一〇号（明治十年五月二十八日）。
- ³⁵ 『仙台新聞』第一三七号（明治十年七月三十日）。
- ³⁶ 『仙台新聞』第一三四号（明治十年七月二十三日）。
- ³⁷ 『仙台新聞』第一五九号（明治十年九月十九日）。
- ³⁸ 『仙台新聞』第一六四号（明治十年十月一日）。

³⁸ 上遠野秀宣「東帰道之枝折」九月十八日条（小田原市吉田捷子氏所蔵）。

³⁹ 上遠野秀宣「西討道之枝折」八月十五日条。

⁴⁰ 前掲上遠野秀宣「東帰道之枝折」十月三日条、同月五日条。

⁴¹ 『仙台新聞』第一五四号（明治十年九月七日）。

⁴² 『仙台新聞』第一七二号（明治十年十月十九日）。

⁴³ 『仙台新聞』第一七七号（明治十年十月三十一日）。

⁴⁴ 大槻文彦『佐藤素拙傳』（佐藤喜六、一九二二年）一九～二十丁。

⁴⁵ この点は前掲大谷論文も指摘している。なお、戊辰・西南両役の戦死者祭祀については佐藤雅也「誰が戦死者を祀るのか―戊辰戦争・西南戦争・对外戦争（戦闘）の戦死者供養と祭祀」（鈴木石弓・田中則和編『講座東北の歴史』第六卷・生と死、清文堂出版、二〇一三年）も参照のこと。

⁴⁶ 北海道立文書館所蔵「十文字家文書」一八五四。

⁴⁷ 『仙台新聞』第一六一号（明治十年九月二十四日）によれば、戦地に出張の際の月給、帰郷旅費、慰労金を併せて臨時巡査にかかった総経費は七七八三〇円に上った。

⁴⁸ 前掲「大槻安広履歴」。

⁴⁹ 『仙台新聞』第一五五号（明治十年九月十日）。

⁵⁰ 『仙台新聞』第一六三号（明治十年九月二十八日）「漫録」。

⁵¹ 『仙台新聞』第一七三号（明治十年十月二十二日）「論説」。

⁵² 『仙台新聞』第一八〇号（明治十年十一月七日）「宮城県士族会議聞見概録」。

⁵³ 『仙台新聞』第一九〇号（明治十年十一月三十日）「宮城県士族会議聞見概録」。

⁵⁴ 『仙台新聞』第一九一号（明治十年十二月三日）「宮城県士族会議聞見概録」。